

子どもの居場所の充実について

名 張 市 議 会

名 議 第 8 3 6 号

令和6年12月23日

名張市長 北川 裕之 様

名張市議会議長 永岡 禎

子どもの居場所の充実について

本市議会教育民生委員会では、昨年度、放課後児童対策について所管事務調査を行い、その後、議会としての意見をとりまとめ、「放課後児童対策に関する要望書」（別紙1）を提出したところです。

また、今年度も、放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組を中心に調査を継続し、執行部からの聴き取りや関係団体との意見交換、先進地視察、委員会協議などを行ってきました。

については、今期の委員会の調査経過と委員からの主な意見（別紙2）をまとめましたので、今後の施策推進に当たり留意いただくとともに、子どもの居場所の充実に向け、上記の要望書に掲げた要望事項の着実な実施に努められるよう求めます。

令和5年12月4日

名張市長 北川 裕之 様

名張市議会議長 細矢 一宏

放課後児童対策に関する要望について

本市の放課後児童クラブは、平成9年に桔梗が丘小学校区で最初のクラブが設立されて以降、各小学校区で開設が進み、現在は、全ての小学校区で計23のクラブが開設され、地域のご理解ご協力のもと、児童の健全育成が図られています。

しかし、女性の就業率の上昇や多様化する保護者ニーズへの対応が迫られる中、近年、放課後児童支援員等の人員不足や児童受入のための施設確保の問題等から、クラブ間で運営状況に格差が生じています。

そこで、教育民生委員会では、放課後児童対策を調査事項として取り上げ、これまで2期にわたり、執行部からの聴き取りや関係団体との懇談、先進地視察、委員間協議などを行い、11月20日の全員協議会を経て、議会としての意見を取りまとめました。

ついては、放課後の子どもの居場所の充実に向け、下記事項に取り組まれるよう強く要望いたします。

記

1. 放課後児童クラブ

- ・開所時間や延長保育の利用料金など、クラブ間で運営状況に差が生じていることから、その是正を図られたい。
- ・一部のクラブで小学6年生までの受入れができていないことから、場所の確保、整備に努められたい。
- ・夏休み等の長期休業中における児童の受入体制の充実を図られたい。
- ・放課後児童支援員等の人員確保や処遇改善に努められたい。また、各種研修等により、キャリアアップ支援の充実を図られたい。
- ・地域、保護者、学校、行政（福祉子ども部、教育委員会）間の連携、協力体制の強化を図られたい。

2. 放課後子ども教室

- ・国の「新・放課後子ども総合プラン」においては、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後子ども教室の計画的な整備を掲げています。ついては、庁内に、子どもの居場所づくりを進めるための組織を整備し、将来的な放課後児童クラブとの一体的運営も視野に、モデル校設置に向けた検討を進められたい。

○教育民生委員会の所管事務調査の経過

月 日	会議名	内容
—		放課後児童クラブの状況について調査し、令和5年12月4日、市長等に対し、「放課後児童対策に関する要望書」を提出
(令和6年度)		
5月16日	教育民生委員会	今期の所管事務調査事項を「子どもの居場所づくり」に決定
6月20日	教育民生委員会	執行部（福祉子ども部、教育委員会）から放課後児童対策の状況報告を受け、その後、委員間協議
7月22日	教育民生委員会	千葉県習志野市、東京都三鷹市の会派（自由クラブ、日本共産党）視察報告の後、委員間協議
8月5日	教育民生委員会	夏休み期間中の子どもの居場所（桔梗が丘西第1集会所）を視察
8月8日	教育民生委員会協議会	10月実施の視察先の確認、委員間協議
9月20日	教育民生委員会	10月実施の視察先の決定、質問事項の確認等
10月8日	教育民生委員会	民間による学童の取組（伊賀市どんぐりSF0）を視察
10月17日	教育民生委員会	子どもの居場所づくり（東京都八王子市）を視察
10月18日	教育民生委員会	放課後の子どもの居場所（放課後NP0アフタースクール）を視察
11月11日	議会まちカフェ	放課後児童クラブ連絡協議会運営促進部会との意見交換
11月12日	教育民生委員会協議会	調査を踏まえた委員間協議
12月17日	教育民生委員会	調査を踏まえた委員間協議

○教育民生委員会の所管事務調査における主な意見

- ・子どもの居場所づくり（放課後児童クラブ、放課後子ども教室等）を進めるにあたり、行政の所管部署の一元化が必要。市長部局で実施している例が多いが、学校施設を最大限活用していくため、学校側との調整が図りやすい教育委員会で実施している例もある。
- ・学校の管理運営に関する規則の改正を行い、学校施設を社会教育等に使用する場合の管理責任を「学校長」から「教育委員会」に変更したことで学校側の協力が進んだ例もあり、検討が必要ではないか。
- ・先進自治体では、学校運営協議会で放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の報告・情報共有がされ、地域学校協働活動推進員である学校コーディネーターが両事業に関わり、学校と地域の橋渡し役になっており、こうした取組は本市でも参考になるのではないか。
- ・支援員の高齢化や人員不足が深刻化しており、運営の継続性を考えると、支援員の処遇改善を早急に進める必要がある。
- ・支援員の事務負担（給与計算など）を軽減し、子どもたちへの対応に専念できるよう、事務処理（システム等）の一元化を検討すべきではないか。
- ・放課後児童クラブの健全運営のための課題解決に向け、放課後児童クラブ連絡協議会内に促進部会が設置されたことから、こうした協議の場を通じ、運営側、支援員側双方から現状の課題を十分聴き取り、クラブの継続的・安定的運営につなげていく必要がある。
- ・名張市方式（小学校区ごとに組織する運営委員会への委託）での運営を基本としつつ、将来を見据え、民間活力の導入についても、一つの選択肢として検討すべきではないか。
- ・国においては、こども家庭庁が設置され、放課後児童対策など子どもの居場所づくりのための予算が拡充されていることから、こうした国や県、また、財団等の財源を漏れなく最大限活用しながら、施策推進を図る必要がある。
- ・名張市の放課後子ども教室は、国が進める子どもの居場所づくりの主旨とは異なる運営がされており、子どもの居場所づくりに役立っていない。